

東北文教大学人間科学部留学生別科規程

(目的)

第1条 この規程は、東北文教大学学則第63条に規定する東北文教大学人間科学部留学生別科（以下「別科」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学定員)

第2条 別科の入学定員は15名とする。

(修学年限)

第3条 別科の修業年限を1年とする。ただし、特に希望する者については、審査のうえ、1年間の延長を認める。

(教員)

第4条 別科の授業は、本学の専任教員及び兼任教員が担当する。

(別科長)

第5条 別科に別科長を置く。
2 別科長は別科を代表し、別科の業務を統括する。

(別科運営)

第6条 別科運営に関する事項については、留学生別科会議において審議する。

(学年・学期及び休業)

第7条 別科の学年、学期及び休業については、本学学則を準用する。

(授業科目)

第8条 授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。
2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習成績)

第10条 学習成績の評価は、S・A・B・C・Dをもって示し、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。
2 評価に関する事項は、別に定める。

(修了要件)

第11条 別科を修了するためには、1年以上在学し、所定の授業科目について26単位(780時間)以上を修得しなければならない。

(修了)

第12条 前条の修了の要件を満たした者については、教授会の審議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了と認定された者に、修了証書を授与する。

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 別科に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学校教育における12年の課程を修了(修了見込みも含む)した者、又は、これと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 出入国管理及び難民認定法において、在留資格に支障のない者
- (3) 日本語能力検定試験N4以上の者、又は、これに準ずる者

(入学の出願)

第15条 別科に入学を志望する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願出しなければならない。

2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項等に定める。

(入学者)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学及び退学等)

第18条 休学、復学及び退学等については、本学学則を準用する。

(検定料等の金額)

第19条 別科の検定料、入学金、授業料等の金額は、別に定める。

(既納の学生納付金)

第20条 納付された検定料及び入学金等の納付金は、原則として返還しない。

(準 用)

第 2 1 条 この規程に定めるもののほかは、本学学則を準用する。

(規程の改廃)

第 2 2 条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。